

愛川町森林整備計画

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自} \quad \text{令和5年} \quad 4 \text{月} \quad 1 \text{日} \\ \text{至} \quad \text{令和15年} \quad 3 \text{月} \quad 31 \text{日} \end{array} \right)$

神奈川県

愛川町

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	・・・	1
1	森林整備の現状と課題		
2	森林整備の基本方針		
3	森林施業の合理化に関する基本方針		
II	森林の整備に関する事項	・・・	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	・・・	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢		
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法		
3	その他必要な事項		
第2	造林に関する事項	・・・	6
1	人工造林に関する事項		
2	天然更新に関する事項		
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在		
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準		
5	その他必要な事項		
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準	・・・	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法		
2	保育の作業種別の標準的な方法		
3	その他間伐及び保育の基準		
4	その他必要な事項		
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・・・	14
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法		
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域における森林施業の方法		
3	その他必要な事項		
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・・・	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針		
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策		
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項		
4	森林経営管理制度の活用に関する事項		
5	その他必要な事項		
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	・・・	17
1	森林施業の共同化の促進に関する方針		
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策		
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項		
4	その他必要な事項		

第 7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・ 1 8

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等に関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項
- 4 その他必要な事項

第 8 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・ 2 1

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

第 1 鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・ 2 4

- 1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、神奈川県の中郡北部に位置し、東西約 10km、南北 6.7km の中央部がくびれたひょうたん型をした総面積 34.28 k m² の町であり、東京から 50km 圏内、横浜から 30km に位置し、北は相模原市、南は厚木市、西は清川村に接している。町の西部には丹沢山麓東端の山並みが連なり、南北に緩やかな稜線を形成している。

本町の森林資源の現況は、森林面積 1,486.44ha で、町の総面積の 43.36% を占めており、この内、地域森林計画の対象となる森林面積は 1,455.04ha、蓄積 385,699 立方メートルを有している。

その内、人工林面積は、569.83ha、人工林率は 39.16% で、神奈川県平均 39% とほぼ同じとなっている。人工林の蓄積量はスギ・ヒノキを主体に 256,144 立方メートル、1 ha 当りの量は 449.51 立方メートルあり、人工林の樹種別面積割合はスギ 79.75%、ヒノキ 18.9%、マツ類が 1.35% となっており、間伐や保育等の手入れを必要とするⅥ齢級以下のスギ、Ⅶ齢級以下のヒノキは 8.83ha で全体の 0.01% を占めている。

天然林の面積は、828.66ha で、そのほとんどはコナラ、ヤブツバキ、シデ類を主体とする広葉樹で、西部山岳地帯の尾根筋にモミ、ツガがわずかに点在している。

今後、これらの育成途上にある人工林を国土の保全、水源涵養、森林の有する公益的かつ多面的な機能の高度発揮と持続的な木材資源の利用に対応できる森林として整備していくことが、当面の緊急かつ重要な課題となっている。

しかしながら、近年の林業を取り巻く環境は依然厳しく、山林所有規模の零細化、加えて木材価格の低迷、後継者問題を含む林業労働力の不足、林業経営費の著しい高騰、さらには昭和 61 年 3 月 23 日の降雪により、伐期に達した林分及び間伐期を迎えた林分が甚大な森林災害を受けて以来、森林所有者の経営意欲は著しく低下しており林業生産活動が全般にわたり停滞している。

こうした状況の中で現在、森林組合の指導の下、地域の主体的な取り組みの中で、一体的かつ計画的に間伐及び保育施業等の森林整備を積極的に進めてきたが、今後さらに、長期的な視点から除間伐等の保育施業を中心とした森林施業の集約化を強化するとともに、その基盤である路網整備も推し進め、主として複層林及び巨木林の整備に重点を置き、優良材の生産及び地域の環境保全に留意した健全な森林の育成を目指すことが重要である。

西部の半原・田代地区及び北部の三増地区は水源涵養機能の向上や、自然景観に優れた森林を兼ね備えており、南西部の角田・中津・八菅山地区は広葉樹林を形成していることから、自然とのふれあいや森林体験活動等、地域の多様な利用に応じる場としての森林整備が望まれている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

かながわ森林再生 50 年構想に基づき、森林資源の状況、自然的条件、社会的要請等の地域特性を総合的に勘案するとともに、人工林と天然林の別、経済的立地条件（林道から遠近）等を加味して次のとおり森林を区分し、それぞれの 50 年後に目指すべき森林資源の姿について、次のとおりとする。

標高の目安	森林区分		50年後の目指す姿
奥山城 800m以上	ブナ林など自然林を再生するゾーン	主として天然林	○ブナやモミなど高標高域を象徴する多様な樹種と階層をもった自然林
山地域 300～800m	多様な生き物が共存するゾーン	天然林及び林道から概ね200m以遠の人工林	○多様な生き物が生息する針葉樹が混生する広葉樹林
	木材資源を循環利用するゾーン	林道から概ね200m以内の人工林	○資源循環を取り戻した持続可能な人工林
里山城 300m以下	身近なみどりを継承し再生するゾーン	天然林及び林道から概ね200m以遠の人工林	○クヌギ、コナラ、クナなどの森の恵み豊かな落葉広葉樹林 ○四季を通じてうっそうと茂る照葉樹林 ○日が射込み、風の通る竹林

なお、本計画中の「森林区分」の表記は、「かながわ森林再生50年構想」に示す森林区分を指すものとする。また、森林区分は神奈川県森林・林業施策の基本となるものであることから、本計画ではこの区分に沿った記述をすることとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林区分に基づく機能に鑑み適正な森林施業を実施する。特にシカの保護管理に留意するものとする。

また、神奈川県が策定した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づく森林整備を、積極的に推進するとともに、1の森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の推進方法を基本として次の森林区分の各区域に応じた森林整備を推進することとする。

ア ブナ林など自然林を再生するゾーン

(該当なし)

イ 多様な生き物が共存するゾーン

多様な生き物が共存するゾーンでは、水土保持機能の高度発揮を重視し、林道から遠いなど経済的立地条件が劣る針葉樹単層林については、森林状況に応じて構成樹種が多様で階層構造が発達した混交林や下層植生の豊かな林齢100年以上の巨木林へ誘導する森林整備を推進する。

広葉樹林等の天然林は、天然下種更新又は萌芽更新を基本とし、下層植生の乏しい森林では、必要に応じて下層植生保護、土壌保全、受光伐、補助的な植栽等を推進することで、活力ある森林の再生を図る。

また、植栽を行う場合は、本町の自然条件に適した樹種を積極的に導入するほか、スギ・ヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。

主伐を行う場合は、林地の保全に配慮して択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行う。

ウ 木材資源を循環利用するゾーン

木材資源を循環利用するゾーンでは、水土保持機能の高度発揮を重視し、林道から近いなど経済的立地条件に優れ、高い生産力を有するスギ・ヒノキの生育に適した森林で持続的な木材資源の利用を推進することとし、主伐による水土保持機能の低下を最小限に抑えるため、複数の針葉樹の樹冠層を有する複層林や下層植生の豊かな林齢100年以上の巨木林へ誘導するとともに、単層林施業においても長伐期化に努めた森林整備を推進する。

特に半原・田代の一部地区においては、人工林資源を活用するための作業路等の路網を整備するとともに、計画的・効率的な保育を推進する。

また、スギ、ヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択し、主伐を行う場合は、林地の保全に配慮しつつ、素材生産の生産性も考慮した小面積かつ分散的な皆伐又は択伐を行う。

エ 身近なみどりを継承し再生するゾーン

身近な緑を継承し再生するゾーンでは、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など多様な要請に応じた適切な森林整備を促進する。

特に角田・中津・八菅山・三増の一部地区において残された里山林は、地域住民の憩いの場として景観の維持向上を図り、択伐、天然林更新補助作業等の施業を通じた森林とのふれあいの場として、天然林の維持を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

流域森林・林業活性化協議会の方針の下に、県、町、森林所有者、森林組合、町内各造植林組合等、相互に連携を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進、及び木材流通・加工体制の整備等、長期的展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次のとおりとする。

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
町内全域	40 年	45 年	35 年	50 年	10 年	20 年

注）標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における伐採は、森林区分の区域ごとの重視すべき機能及び望ましい森林の姿と、これに対応する目標林型を踏まえ、原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとする。

ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守し、適切な伐採を行うこととする。

単層林における主伐は、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐によることとし、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。

主伐の時期は、短伐期単層林については、原則として標準伐期齢に達した時期以降に、また長伐期単層林については、標準伐期齢の概ね 2 倍にあたる林齢以降に行うこととして、町内及び県内の木材需要への対応、本町の森林構成を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図りながら生産目標に応じた林齢で伐採することとする。

伐採跡地については、的確な更新を図るため、本町の気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。

複層林における上層木の主伐は、下層木の保護及び更新の時期、方法に留意して慎重に行うこととし、主伐の時期は、概ね単層林に準じることとする。

混交林施業における針葉樹の抜き伐りは、針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林へ誘導することを主眼としていることを踏まえ、林地の保全、野生生物との共存等に配慮しつつ、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の生育のために必要な空間を確保するために行うものとし、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帯状、群状などの種類を選択することとする。

広葉樹林施業における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこととする。

また、主伐時の立木の伐採・搬出の留意点として、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知（以下、国伐採・搬出指針）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

なお、集材・搬出に当たっては、国伐採・搬出指針を踏まえるとともに、県の定める「神奈川県作業道作設指針」に基づき作業道の作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全等を図るとともに、県の定める「搬出間伐における環境等配慮指針」の基本的考えに基づき、適切な作業システム及び作業機械を選択する等現地に適した方法により行う。

作業システムの目安

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩傾斜地 〔概ね 20° 以下〕 (※1)	① 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付)グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
中～急傾斜地 〔概ね 20～35° 〕 (※2)	② 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付)グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
	③ 架線系	(簡易な架線系集材) スイングヤーダ等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック
	④ 架線系	(架線集材) タワーヤーダ 自走式搬器等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

(※1) 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする

(※2) 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする

(主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム)

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩～急傾斜地 〔概ね 35° 以下〕	架線系	(簡易な架線系集材) ジグザグ集材	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

3 その他必要な事項

(該当なし)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	ケヤキ・クヌギ・コナラ・スギ・ヒノキ・マツ	

注) スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または、町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

単層林施業における主要樹種の植栽本数については、次に示す標準的な植栽本数を指針として、樹種、植栽地の自然条件、施業体系、生産目標などに対応して適切な本数を適用するものとし、樹種別及び仕立て方法別に幅広く定めることとする。

また、シカの保護管理も考慮しながら、必要に応じて植栽木の保護管理対策を講ずるものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
ス ギ	中庸仕立て	2,500～3,500	
ヒ ノ キ	中庸仕立て	2,500～3,500	

注) 1. 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員または、町林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

2. 法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 え の 方 法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等、崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵を行い林地の保全に努めるものとする。
植 付 け の 方 法	正方形植付けを原則として、植付けは丁寧植えとする。
植 栽 の 時 期	原則として、3月から5月までに行うものとする。 なお、コンテナ苗は、土壌が凍結していない時期に行うものとする。

注) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入などの低コスト化施業に努めるこ

ととする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採後概ね5年を超えない期間を目安として定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	ケヤキ・クヌギ・コナラ・ブナ	

注) 天然更新の対象樹種は、上記に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目指す広葉樹林施業における造林は、天然下種更新又は萌芽更新を基本とする。

天然下種更新は、母樹等から飛散した種子による更新を期待するものであり、自然条件、母樹の分布状況及び種子の飛散特性等により、育成しようとする樹木の発芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壌保全、かき起こし等の地表処理、植生保護柵等による実生保護等の天然更新補助作業を行うものとする。

自然条件などにより天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、必要に応じて補助的な植栽を行うものとし、原則として自然条件に適した郷土樹種を植栽する。

萌芽更新は、萌芽の優劣が明らかとなる頃に、根または地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数を目安として、芽掻きを行うものとする。

また、シカの保護管理も考慮しながら、必要に応じて植生保護柵等による保護対策を講ずるものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数（本/ha）

樹 種	期待成立本数（本/ha）
ケ ヤ キ	10,000
ク ヌ ギ	10,000
コ ナ ラ	10,000
ブ ナ	10,000

注) 天然更新を行う際には、上記の本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 掻 き 起 し	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土（A層）を露出させる。
刈 出 し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
受 光 伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払い等を行う。
植 込 み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽 掻 き	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

ウ 天然更新の完了に関する指針

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、成長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものがha 当たり 3,000 本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採後概ね 5 年を超えない期間を経過した時点で、更新完了の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るべきものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

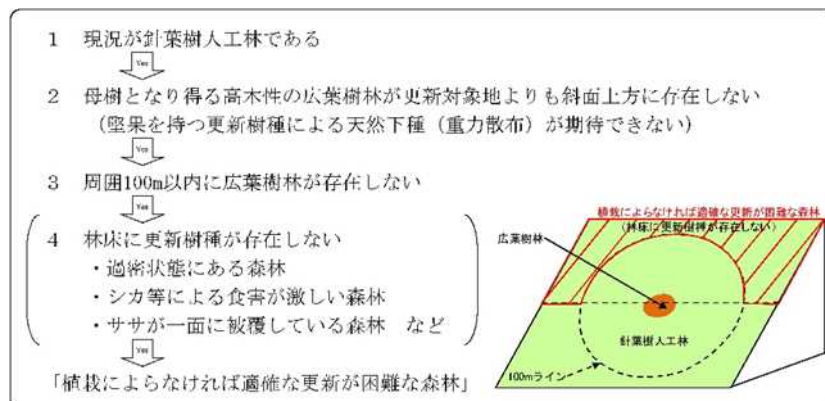
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3-2 の 4 により次の森林とする。

- 1 現況が針葉樹人工林である。
- 2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種更新（重力散布）が期待できない。）
- 3 周囲 100m 以内に広葉樹林が存在しない。
- 4 林床に更新樹種が存在しない（過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）。

なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、

鳥獣害防止対策を検討することとする。

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」 3の3-2の4より抜粋)



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
(該当なし)

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木の本数として想定される本数(本/ha)

樹 種	生育し得る最大の立木の本数として想定される本数(本/ha)
ケ ヤ キ	10,000
ク ス ギ	10,000
コ ナ ラ	10,000
ブ ナ	10,000

5 その他必要な事項

複層林施業、混交林施業及び、広葉樹林施業における造林の方法については、特に次の事項に留意し、本町の自然的条件、社会的条件等を踏まえて実施することとする。

① 複層林施業

複数の針葉樹の樹冠層を持つ森林を目指す複層林施業における造林は、上層木を抜き伐りして下層木の生育に必要な光環境及び空間を確保しながら、植栽により下層木を導入して複層林を造成するものとする。

複層林の造成にあたっては、本町における自然条件や造林目的に応じて、単木、帯状、群状といった上層木と下層木の配置、重複期間、樹種の組み合わせ等を選択することとする。

また、シカの保護管理も考慮しながら、必要に応じて植栽木の保護対策を講ずるものとする。

② 混交林施業

樹種構成及び森林の階層構造が多様な、針葉樹と広葉樹が混生する森林を目指す混交林施業における広葉樹の造林は、針葉樹単層林の抜き伐りを繰り返すことにより、天然下種更新による多様な広葉樹の導入を促進することを基本とする。

天然下種更新は、母樹等から飛散した種子による更新を期待するものであり、自然条件、母樹の分布状況及び種子の飛散特性等により、育成しようとする樹木の発芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壌保全、かき起こし等の地表処理、植生保護柵による実生保護等の天然更新補助作業を行うものとする。

自然条件等により天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、必要に応じて植栽を行うものとし、原則として本町の自然条件に適した郷土樹種を植栽することとする。

また、シカの保護管理も考慮しながら、植栽木や実生の保護対策を講ずるものとする。

③ 広葉樹林施業

樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目指す広葉樹林施業における造林は、天然下種更新又は萌芽更新を基本とする。

天然下種更新は、母樹等から飛散した種子によって更新を期待するものであり、自然条件、母樹の分布状況及び種子の飛散特性等により、育成しようとする樹木の発芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壌保全、かき起こし等の地表処理、植生保護柵による実生保護等の天然更新補助作業を行うこととする。

自然条件等の理由により天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合等は、必要に応じて補助的な植栽を行うものとし、原則として本町の自然条件に適した郷土樹種を植栽することとする。

萌芽更新は、萌芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数を目安として芽掻きを行うこととする。

また、シカの保護管理に留意しながら、植栽木や実生、萌芽の保護対策を講ずるものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

単層林等における間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数とする。

(1) 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）							標準的な間伐方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目		
スギ	単層林	2,500 ～ 3,500	15年 前後	25年 前後	35年 前後					①開始時期 樹冠がうっ閉し、 主林木相互間に競争が 生じ始めたときとする。	短伐期
			15年 前後	25年 前後	35年 前後	48年 前後	63年 前後			②間伐率 各回ともに20～30% の率で林分により調整 し実施する。	長伐期
			15年 前後	25年 前後	35年 前後	48年 前後	63年 前後	78年 前後	93年 前後	③間伐木の選定 均一な林分が構成さ れるよう配慮して行う。 ④回数 優良材生産を目的と し地位の良否、植栽本 数、生産目標等により時 期、回数、間伐率を調整 する。	巨木林
ヒノキ	単層林	2,500 ～ 3,500	18年 前後	28年 前後	38年 前後					スギの①～④に準ずる。	短伐期
			18年 前後	28年 前後	38年 前後	50年 前後	65年 前後				長伐期
			18年 前後	28年 前後	38年 前後	50年 前後	65年 前後	80年 前後	95年 前後		巨木林

(2) 標準的な間伐の間隔

標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
10年	15年

2 保育の作業種別の標準的な方法

単層林における保育の標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数とする。

保育 の種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数					標準的な方法	備 考
		初回	2 回	3 回	4 回	5 回		
下 刈	ス ギ	10 年生まで年 1 回 (雑草木の状態によって 2～5 年目まで は 2 回刈りを行う)					下刈は、造林木が雑草木より も 1m 程度抜け出るまで行 い、その回数は、植栽した年 から 10 年間に 10～13 回とす る。 下刈の時期は、造林木が雑 草木により被圧される前で 年 1 回の場合は 6 月と 8 月 に行う。 必要に応じて、つる切りを 併せて行う。	
	ヒノキ							
除 伐	ス ギ	11 年 以降 随時					除伐は、下刈終了後造林木 が閉鎖状態になった時に、造 林木の生育に支障となるかん 木類や、つるを除去する。 また、併せて造林木で成木 の見込みのない不良木を除 去する。	
	ヒノキ	11 年 以降 随時						
枝 打	ス ギ	8～22 年生までに 3～4 回 (4 回目以降は、必要に応じて実施)					枝打は、概ね 8～10 年生に なったら 1 回目を実施し、以 降 3～4 回を標準に最下枝の 直径が概ね 7～8cm 程度にな った時に実施する。 枝打は、丁寧に幹を傷つけ ずに、枯枝を残さないように 仕上げる。	
	ヒノキ	10～25 年生までに 3～4 回 (4 回目以降は、必要に応じて実施)						

3 その他間伐及び保育の基準

複層林、混交林における間伐及び保育の方法については、特に次の事項に留意し、本町の自然的条件、社会的条件等を踏まえて実施することとする。

① 複層林

複数の針葉樹の樹冠層を持つ複層林の造成・維持を目指す複層林施業における間伐及び保育は、上層木、下層木についてそれぞれ適時適切な抜き伐り、間伐及び枝打等を行うこととし、特に上層木の抜き伐りについては、下層木の生育に必要な光環境及び空間の確保を主眼に、下層木の配置及びその保護に留意して実施する。

② 混交林

樹種構成が多様で階層構造が発達した針葉樹と広葉樹が主林木として混成する森林を目指す混交林施業における保育は、天然下種更新植栽により造林した広葉樹幼齢木の生育確保に主眼を置き、森林の現況や自然条件等に応じて、下刈り、つる切り、除伐等、必要な施業を適宜組み合わせて実施することとする。

③ 広葉樹林

樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目指す広葉樹林業における保育は、森林の状況と荒廃の原因を十分に把握した上で、受光伐や植生保護柵、土壌保全工など適切な施業を選択・組み合わせて実施することとする。

その他必要な事項として、シカの保護管理に留意するものとする。

4 その他必要な事項

(該当なし)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地の周辺の森林、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林、町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、当該森林の伐期齢の下限については、以下のとおり、樹種ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。また、その区域を別表2のとおり定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
町内全域	50 年	55 年	45 年	60 年	20 年	30 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

別表 1

	区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
	水源の涵養の機能の維持増進 を図るための森林施業を推進すべき森林	計画対象森林全域	1,455.04
	木材の生産機能の維持増進 を図るための森林施業を推進すべき森林	10～11の一部、 12～15、 17～19の一部、 20～21、 23～24の一部	873.08
	特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

別表 2

区 分	施業の方法	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	伐期の延長 を推進すべ き森林	計画対象森林全域	1,455.04

3 その他必要な事項

(該当なし)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における林業経営体は、所有規模が零細である。このため、自立した林業経営が困難な林業経営体は、森林組合等の林業事業体への長期施業委託を積極的に推進する。

一方、経営意欲がある林業経営体については、林地取得、施業から経営の受託、素材生産等により、経営規模の拡大を図ることを推進する。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林組合、素材生産事業体、造林事業体等の林業事業体については、経営基盤を強化し、経営の合理化を推進する。また、森林所有者からの施業や経営の受託等により、生産性の高い林業生産活動を促進する。

なお、本町においては、効率的かつ安定的な森林整備を推進するため、地域における森林づくりの中核である森林組合が主体となり、小規模所有者の森林を一つにまとめ、採算性のある森林整備や素材生産の提案を行うなど、森林所有者への働きかけを積極的に行い、集約的な施業の受託等を推進していくこととする。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等について、神奈川県が推進する水源環境保全・再生に向けた特別の対策である「水源の森林づくり事業の推進」又は「地域水源林整備の支援」の私有林確保及び整備の手法として示される長期受委託の手法に基づき、実施するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

本町の森林は神奈川県が水源環境保全再生施策の水源の森林づくり事業により森林整備を進めているため、森林経営管理制度については、当計画期は活用しない。

5 その他必要な事項

(該当なし)

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

2020年農林業センサスによると本町の林家数は、59世帯であり、所有規模5ha以下の山林所有者がほとんどであることから、内容的には零細・分散的な所有構造となっている。

現在、森林施業の実行体は一部、町内造植林組合等の自力によるものだが、その多くは森林組合に委託されている状態であり、森林組合は林業の担い手の中核的な存在となっている。

このような状況の中で、森林整備を着実に推進し林業の活性化を促進するためには、森林施業の共同化により、施業コストの低減を図ることが重要である。これは、施業の実行体が森林組合中心になることにより、施業地の集団化・団地化が図られ、施業の効率化が図られるからである。

そのため、集団化が可能な地域については、町・森林組合等による普及啓発活動を通じて森林施業を共同化して行うための森林所有者間の合意形成に努めつつ、森林施業共同化促進のため、県・町・森林組合により森林所有者に対する指導・啓発活動を強化していくものである。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

保有山林が零細・分散的な森林所有者の多い本町の林業経営の現状に対処するために、保育施業の共同化を図ることとする。推進にあたっては、森林所有者のほとんどが森林組合員であることから、森林組合中心の集団化への取り組みを促進し、併せて機械化による作業の効率化や各種補助制度を積極的に導入し活用するものとする。

また、相続発生等により不在村森林所有者の増加が懸念される中、施業地の集団化・団地化を図る上でも、また今後の林業振興の観点からも、これら不在村森林所有者に対する森林組合への信託方式を進める等の積極的な協力を求めるものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同で森林施業を実施する場合は、施業の共同化を効果的に促進するため、共同して森林経営計画を作成することを推進するとともに、計画的な森林施業の実施が図られるよう、特に次に掲げる事項を適切に実施するものとする。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこととする。
- (3) 共同施業実施者の一人が（1）または（2）により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこととする。

4 その他必要な事項

（該当なし）

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等に関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等については、地形傾斜や路網の整備状況等に応じて設定するものとし、当面の間は神奈川地域森林計画に準じて次表を目安として選択するものとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

地形傾斜区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0～15°)	車両系作業システム	40 以上	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15～30°)	車両系作業システム	25 以上	85 以上	110 以上
	架線系作業システム			
急傾斜地 (30～35°)	車両系作業システム	20 以上	60 以上	80 以上
	架線系作業システム			
急峻地 (35° 以上)	架線系作業システム	5 以上	—	5 以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ、次のとおり定めるものとする。

計画期間内に期間路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開 設 予 定 延長 (m)	備考
1 1 の一部、 1 2 ～ 1 5、 1 7 ～ 1 9 の一部、 2 0 ～ 2 1	685.47	深沢作業路、 南山 1 号作業路、 南山 2 号作業路、 宮沢作業路、 熊谷沢作業路	6,000	

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の整備に係る留意点

基幹路網である林道の整備については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、本町の特性を踏まえながら、神奈川県が定める「県営林道の整備方針」に準じて整備を行うものとする。

イ 基幹路網の整備計画

(単位：m、ha、m³)

種類	事業 区分	路線名	位置	実施主体	林道性格区分			全体延長	改良 計画期 間中の 改良箇 所数	舗装			利用区域			前半 5カ年の 計画 箇所	備考
					林業 振興 型	併 用 型	地域 振興 型			舗 装 済 延 長	計画期 間中の 新規舗 装延長	計画期 間中の 舗装 打換延長	面積	蓄積			
														針葉樹	広葉樹		
2級	改良	法論堂線	愛川町、清川村	神奈川県		○		5,457	12箇所	5,457		500	191	48,492	9,172	○	
2級	改良	法華峰線	厚木市、愛川町、 清川村	神奈川県	○			3,537	3箇所	876			149	24,138	12,220	○	
2級	改良	熊谷沢線	愛川町	神奈川県	○			2,699	7箇所	34			103	16,956	8,576	○	
2級	改良	半原中央線	愛川町	神奈川県	○			1,708	3箇所				86	15,131	7,422	○	
2級	改良	半原大沢線	愛川町	神奈川県	○			1,460	1箇所				67	12,217	5,717	○	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の整備に係る留意点

適切な森林施業を推進し、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るためには、適正な路網の整備が欠かせないため、林道等の基幹路網の整備状況に合わせて、作業内容に適合した計画的な森林作業道等細部路網の整備を行うものとする。

なお、森林作業道等細部路網の整備については、「神奈川県森林作業道作設指針」に基づき実施し、幼齢林の整備を中心に、森林資源の密度が高い地域及び、継続的かつ積極的な保育施業が必要な地域の森林整備を推進するため、既設の林道から施業地まで入り込む森林作業道等の整備を推進し、優良材生産の基盤整備に努めるものとする。

イ 細部路網の維持管理に係る事項

整備後の森林作業道等細部路網は、「神奈川県森林作業道作設指針」に基づき、継続的に利用できるよう林業事業体、森林所有者等と連携し、適正に管理するものとする。

作業路網の整備計画

路 線 名	位 置	延長(m)	対図番号	備考
深 沢	半原字深沢谷	500	①	
南 山 1 号	半原字南山 田代字法華峰	2,800	②	
南 山 2 号	半原字南山	600	③	
宮 沢	半原字高取	1,100	④	
熊 谷 沢	半原字南山	1,000	⑤	
計	5 路線	6,000		

4 その他必要な事項

(該当なし)

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の林業は、経営規模が零細であることから定期的な収入を得ることが困難であり、担い手も全般的に高齢化が進み、若い労働力の確保のための環境作りが課題となっている。今後、林業の経営改善を図るためには、林業後継者・森林組合の育成強化を図る必要がある。

なお、他の産業と比較して、林業の基盤整備及び、機械化等による合理化は著しく遅れていることから、積極的に基盤整備等を進め、生産性を高めることにより、林業担い手の確保及び定住化を図り、併せて県等の関係機関による各種研修会への参加を呼びかける等、積極的な教育・研修機会の拡大を図り、林業に関心を持つ若年層の意識の高揚・担い手の掘り起こしに努めることとする。

また、本町林業従事者の大部分を占めている多様な就労形態の林業従事者に対しても、各種技術研修会等への参加を促し、技能の修得・向上の推進を図るとともに、技術職員として必要な技術・技能を有する人材養成に努めることとする。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

林業労働力は、今後急激な減少・高齢化が予想され、労働力の確保・養成は最も重要であると同時に最も困難な課題である。

林業労働者の育成にあたっては、既存の造植林組合等を対象とした講習会・研修会を開催し、技術の習得・向上の推進、専門の技術者として必要な技術・技能・知識を有する人材の養成に努めるものとする。

イ 林業後継者等の育成

森林組合を中心に、教育活動を実践し、意識の高揚と若年後継者及び担い手の掘り起こしに努めることとする。

また、施業モデル林等の技術の向上のための施設整備や林業研究グループ等の助成等、育成対策を支援していくものとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

林業施業コスト低減を図るため共業化を推進していく中、林業施業の実行体となる森林組合の育成が必須の条件とされている。そのため、森林組合の安定的な職員（作業班）の雇用を図るために、地域が一体となり安定的な事業量の確保等、魅力ある職場とすることが必要である。

このようなことから、森林施業を計画的に行い、共同・協業化を図ると共に、経営の多角化等により組織の体質強化を図ることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

林業機械化の目的は、労働生産性の向上と、労働者の作業負担軽減を通じて林業経営の合理化と近代化を図ることである。

当面の間は、作業路を容易に走行できる林内作業機（注1）を導入するとともに、タワーヤーダ（注2）・プロセッサ（注3）等の大型機械をリース等により利用し、機械化の推進機運を高め

つつ、将来は地形・地利及び樹種に適した高性能機械を導入する。

これら、機械による作業システムの効率化を推進し、生産性の向上と生産コストの低減を図ると共に、林業生産性の拡大及び林業経営の改善を図るものとする。また、高性能機械に対応できるオペレーターの養成にも努めるものとする。

※注1 林内作業機とは、クローラで走行するもので、搭載したウインチにより集材して作業機に積載する機能がある。

※注2 タワーヤーダとは、油圧で収縮する柱と集材機を搭載した林業専用機械で、主として急傾斜地で使用される。

※注3 プロセッサとは、集められた木々の枝を払いながら、一定の長さに玉切る仕事を主体とした林業専用機械である。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒・造材・集材	相模川流域 (緩傾斜)	チェーンソー 伐木 ↓ チェーンソー 造材 ↓ フォワーダー(注1) 集材	チェーンソー 伐木 ↓ プロセッサ 造材 ↓ フォワーダー 集材
		チェーンソー 伐木 ↓ 集材機 集材 ↓ チェーンソー 造材	チェーンソー 伐木 ↓ タワーヤーダ 集材 ↓ プロセッサ 造材
	地拵・下刈	草刈機 地拵・下刈	草刈機 地拵・下刈
	枝 打	鉋・ノコギリ・チェーンソー を使用	自動枝打機(注2)・小型チェーンソー を使用

※注1 フォワーダーとは、玉切りされた丸太を装備されたグラップルで掴み、後部の荷台に積み上げて輸送する林業専用機械である。

※注2 自動枝打機とは、樹幹に抱きつくように取り付け、登行車輪を駆動して上方に移動しながら、組み込んであるチェーンソーによって枝を切り落とす林業専用機械。

(3) 林業機械化の促進方策

高性能機械である、タワーヤーダ・プロセッサ等の大型機械の導入については、当面の間、リース等により利用し、機械化に対する意識の高揚を図ると共に、県の協力を得ながらオペレーターを育成する各種研修会等の開催に努めるものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
国産材加工施設	半原 原白	1 棟 419 m ²	㊦				
林産物展示 販売用施設 （木遊館）	半原 原白	1 棟 192 m ²	㊧				

4 その他必要な事項

（該当なし）

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

森林の整備にあたり、「神奈川県ニホンジカ管理計画」の計画対象区域においては、ニホンジカによる森林被害が生ずるおそれがあることから、鳥獣害防止森林区域を別表3のとおり定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域においては、森林の適確な更新及び造林の確実な育成を図るため、県及び隣接自治体等関係機関と連携を図り、次のとおり鳥獣害防止対策を推進するものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施にあたっては、本町の鳥獣保護管理施策及び農業被害対策との連携・調整に努めるものとする。

ア 植栽木の保護措置

植生防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング等の保護措置を実施する。なお、植生防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるものとする。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、及び誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施する。

別表3

対 象 鳥 獣 の 種 類	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
ニホンジカ	計画対象森林全域	1, 4 5 5. 0 4

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況について、必要に応じて保護措置実施箇所への調査・巡回を行い確認し、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、林業事業体や森林所有者等に対する助言・指導等を通じて新たな鳥獣害の発生防止に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。

神奈川地域森林計画において、松くい虫の防除対策については、保安林、その他制限林の指定を受けた松林など、将来にわたり保全すべき貴重な松林において、集中的かつ継続的な防除対策の対象を徹底的に実施することから、本町における松くい虫被害状況等について、県へ情報提供を行うものとする。また、松くい虫の防除の実施にあたっては町民の生活環境に配慮し、予防対策として樹幹注入による防除を推進するとともに、駆除対策としては、特別伐倒駆除（被害木の

伐倒及び破砕・焼却等)、伐倒駆除(被害木の伐倒及び薬剤の散布)に加え、新たに開発した効果の高い駆除方法を導入した事業を推進する。なお、貴重な松林については被害松林の再生の取り組みのほか、他の樹種に転換が可能な松林については、広葉樹林等への誘導を図ることを推進する。

また、ナラ枯れ被害については、国、県等の関係機関と連携を図りながら、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に基づき、被害状況に応じた適切な防除対策を実施するものとする。近年、被害が急激に拡大したため全量の駆除等が困難なことから、発生した危険木を適切に処理しながら、景観面や歴史的、文化的価値がある樹木の保全を優先して対策を行うものとする。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林組合、森林所有者等から森林病虫害等による被害状況の情報収集を行うとともに、県へ情報提供を行うものとする。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて第1の1(2)に準じた鳥獣害防止対策を推進し、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を行うよう努める。

3 林野火災の予防の方法

森林火災の防止対策については、一般入山者への直接的な指導や標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、県・町の広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

入山者の多い森林とのふれあい施設、林道、ハイキング道等への初期防火用水の整備、消火用水として利用可能な湛水池への看板整備、既設防火線や伐採・再造林予定地を中心にした防火樹の植栽による防火林の造成、既設径路沿いへの防火樹の植栽による防火樹帯の整備等を推進する。

また、山火事が発生した場合、大火災となるおそれのある箇所については、防火線の整備を推進する。

さらに、森林火災や気象災害等により生じた損害の補填や、森林の復旧に備えるため、森林国営保険への加入を促進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

(該当なし)

5 その他必要な事項

(該当なし)

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

(該当なし)

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

(該当なし)

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

イ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

ウ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づき、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（一体整備相当区域）について、次のとおり定めるものとする。

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域（一体整備相当区域）

区 域 名	林 班	区 域 面 積 (ha)
中津川右岸地区	2、3、4、5、6、7、11、12、13、 14、15、16、17、18、19、20、 21の各林班	947.80
中津川左岸地区	1、8、9、10、22、23、24、25、 26の各林班	507.24

2 生活環境の整備に関する事項

（該当なし）

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

快適で潤いのある生活環境保全を図るために身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動等、地域の多様な要請に応じた適切な森林整備を行うこととする。

市街地周辺の里山林や、都市近郊林等、森林づくり活動の実践の場としての活用を図る森林については、地域住民等の参加・協力を得ながら更新・保育・間伐等、継続的な整備の推進を図ることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林のレクリエーション施設的な利用を促進すると共に、常緑広葉樹等を主体とした自然性の高い天然生林等は、森林学習や学術的視点から現存する林相の保存・保全を図ることとする。

また、景勝地の森林等、地域の景観を特徴付ける森林は、必要に応じて樹種構成の多様化を目指した森林整備や、特徴的な景観の維持を目指した森林整備等、景観の保全及び、向上に配慮した森林空間の創出を推進し、地域住民や都市住民の憩いの場としての利用促進を図ることとする。

○森林の総合利用施設の整備計画

(該当なし)

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市街地周辺の森林や、都市近郊の平地林等について、森林づくり活動実践の場としての活用を図り、地域住民等の参加協力を得ながら更新、保育、間伐等の保育施業を継続的かつ、積極的に促進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

森林の持つ多面的機能の高度発揮を目指し、森林整備の推進方針に基づき「水源涵養機能維持増進森林」の整備を計画的かつ持続的に行い、水源林の維持増進を図る。

(3) その他

(該当なし)

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(該当なし)

7 その他必要な事項

保安林、その他法令により施業についての制限を受けている森林は、当該制限に従い施業を実施する。

附属資料

森林整備計画位置図

森林整備計画概要図

森林整備計画概要図（公益の機能別施業森林）

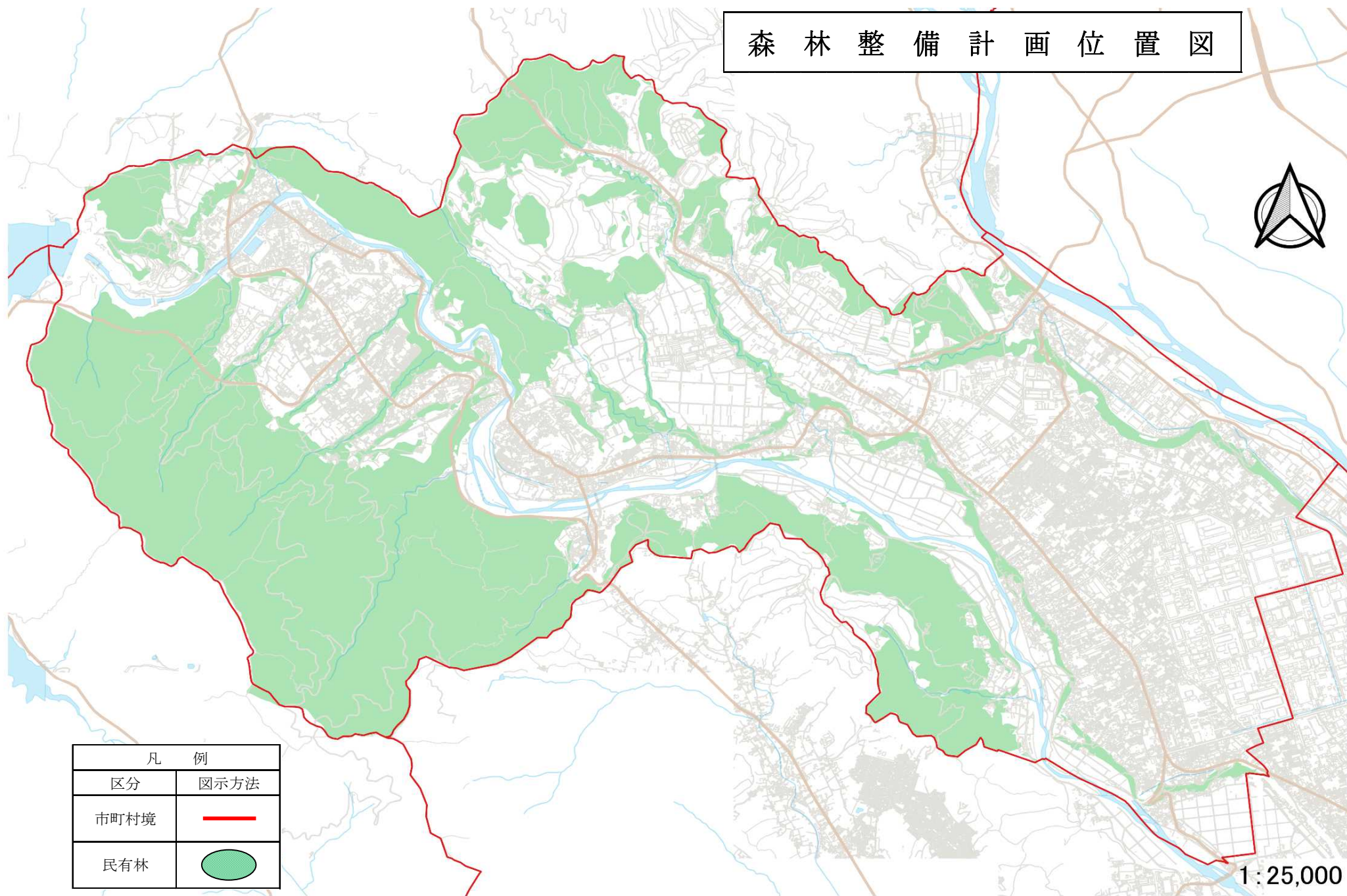
一体整備相当区域図

森 林 整 備 計 画 位 置 図

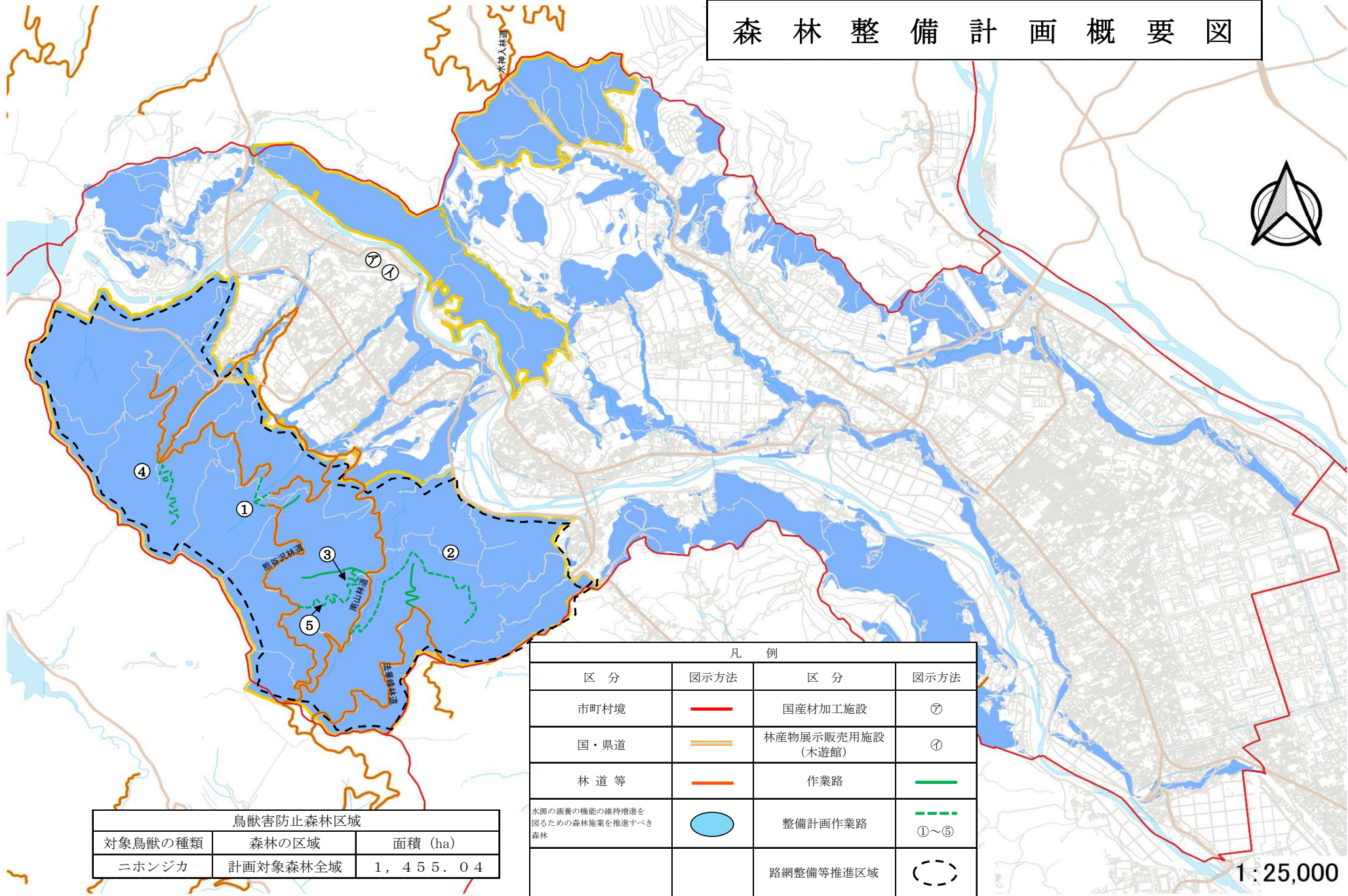


1 : 25,000

凡 例	
区分	図示方法
市町村境	
民有林	



森林整備計画概要図

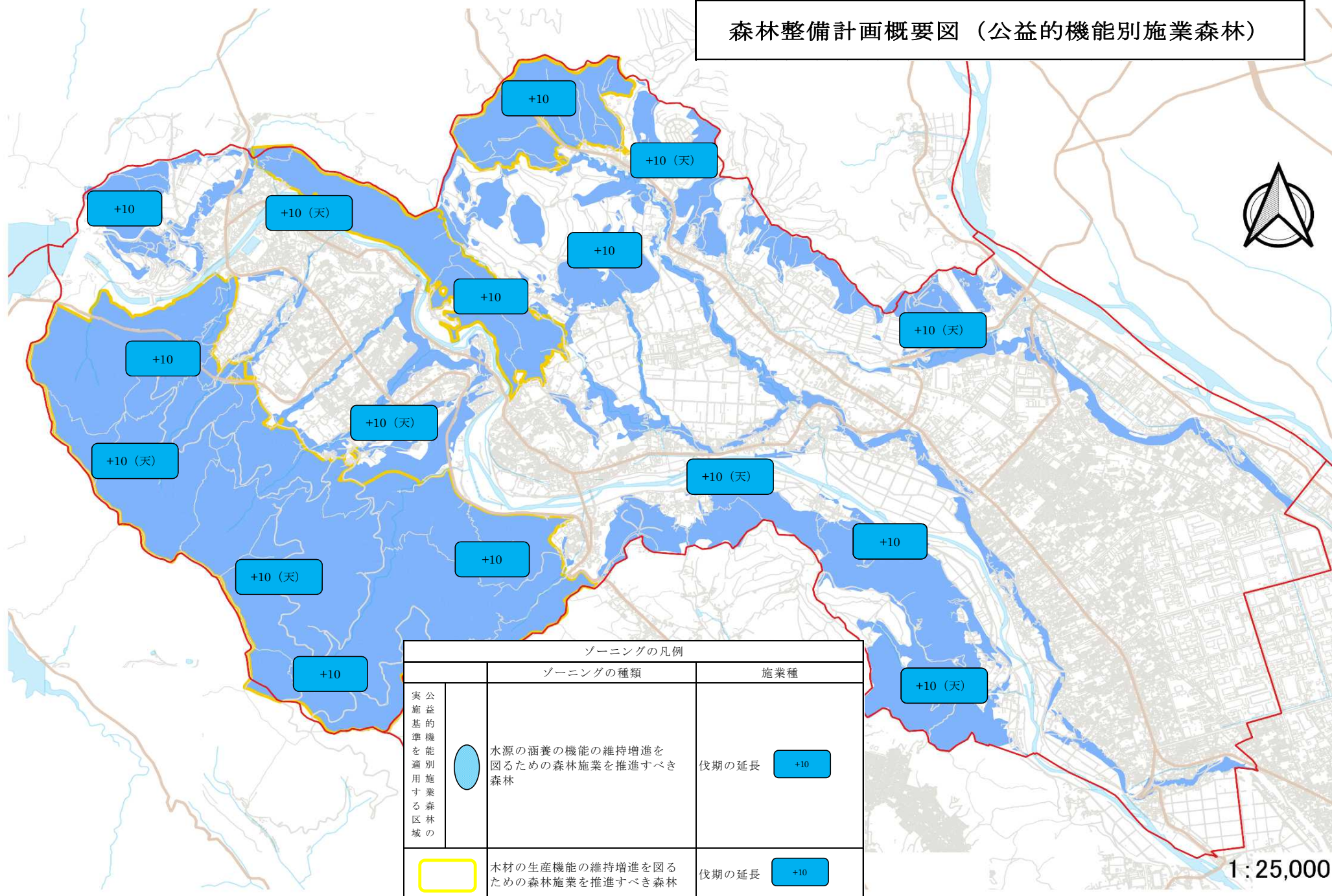


鳥獣害防止森林区域		
対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	計画対象森林全域	1, 4 5 5. 0 4

凡 例			
区 分	図示方法	区 分	図示方法
市町村境	—	国産材加工施設	㊦
国・県道	—	林産物展示販売用施設 (木遊館)	㊥
林 道 等	—	作業路	—
		整備計画作業路	--- ①～⑤
		路網整備等推進区域	

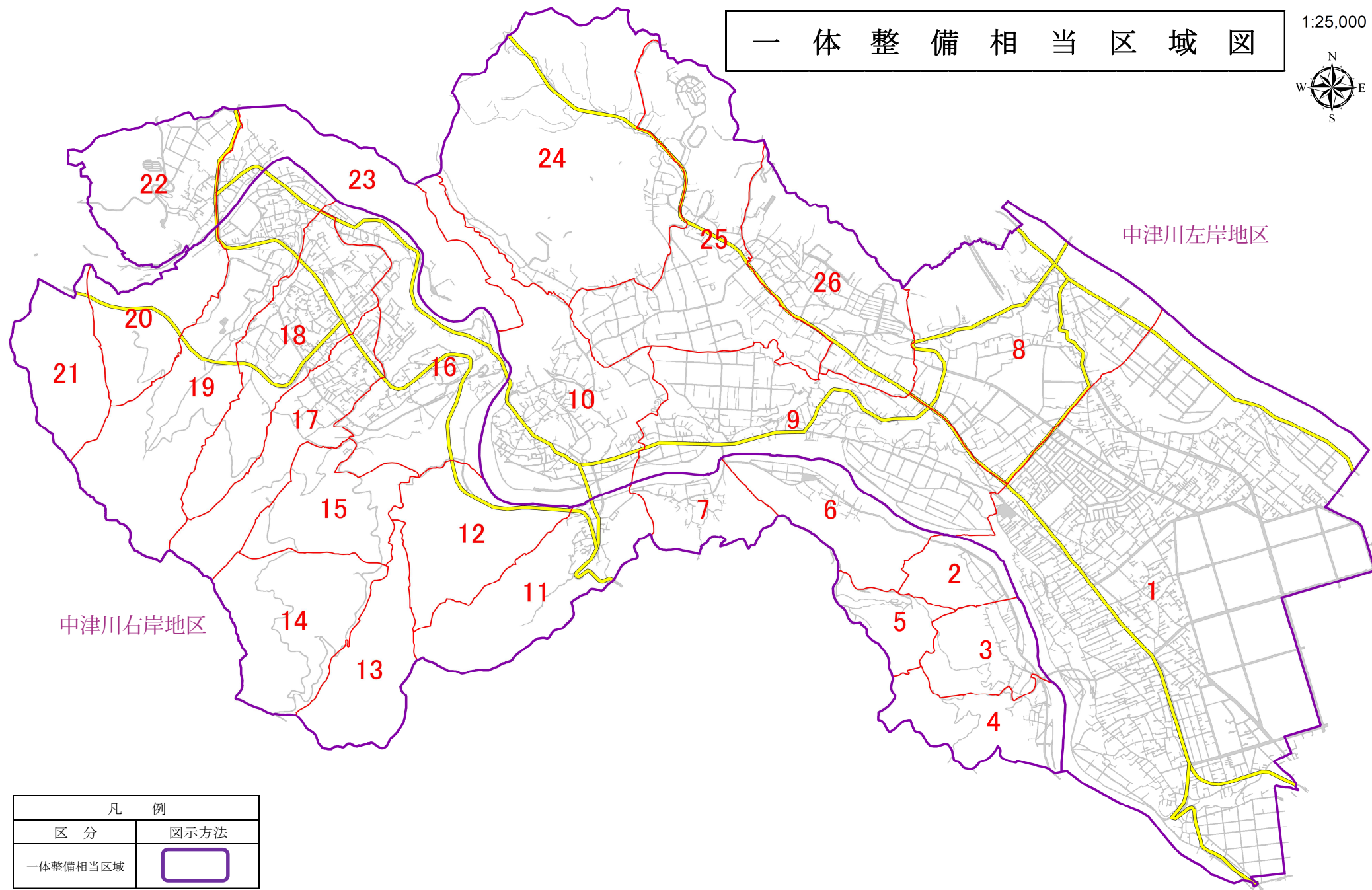
1 : 25,000

森林整備計画概要図（公益的機能別施業森林）



一体整備相当区域図

1:25,000



凡 例	
区 分	図示方法
一体整備相当区域	